

# 【報告（1）】本町における地域公共交通の現況について

令和5年4月1日時点

## 1 概要

### （1）名鉄バス

#### ① 西春・空港線（西春駅⇄名古屋空港）

	時間帯	本数	運行間隔	運賃
平日	午前6時台～午後10時台	36往復 ※4便※	30分間隔 (昼間時)	100円～350円
土・休日		31.5往復		

※ 朝2便、夕方2便の西春～名古屋空港間のノンストップ便

#### ② 県営名古屋空港線（名鉄バスセンター⇄栄⇄名古屋空港・あいち航空ミュージアム）

時間帯	本数	運行間隔	運賃
午前6時台～午後5時台	名駅発5便 空港発4便	1便／2～4時間	600円～700円

※ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和3年8月26日から全便運休中

### （2）あおい交通

#### ① 名古屋空港直行バス（名古屋駅前⇄県営名古屋空港）

	時間帯	本数	運行間隔	運賃
平日	午前6時台～午後9時台	33便※ <sup>1</sup>	2～4便／時間	100円～700円
土・休日		32便※ <sup>2</sup>	1～3便／時間 1便／時間	

本数※<sup>1</sup>：名古屋駅前→あいち航空ミュージアム（エアポートウォーク北）

※<sup>2</sup>：名古屋空港→名古屋駅前

#### ② 幸田・勝川線（豊山幸田⇒勝川駅前、勝川駅前⇒県営名古屋空港・あいち航空ミュージアム）

	時間帯	本数	運行間隔	運賃
平日	午前6時台～午後9時台	10便※ <sup>1</sup>	1～3便／時間	100円～300円
土・休日		13便※ <sup>2</sup>		

本数※<sup>1</sup>：豊山幸田・名古屋空港→勝川駅

※<sup>2</sup>：勝川駅→名古屋空港・あいち航空ミュージアム

(3) とよやまタウンバス

① 北ルート（小牧市役所前⇔北部市場東）

	時間帯	本数	運行間隔	運賃
平日	午前7時台～午後8時台	8便	1便/時間	100円～300円
土・休日	午前9時台～午後4時台	4便	1便/時間	

② 南ルート（航空館boon⇔名古屋栄）

	時間帯	本数	運行間隔	運賃
平日	午前6時台～午後10時台	14往復	1便/時間	100円～500円
土・休日	午前9時台～午後6時台	8往復	1便/時間	

(4) 名古屋市営バス

黒川11号系統（黒川⇔北部市場）

	時間帯	本数	運行間隔	運賃
平日	午前6時台～午後8時台	14便 <sup>※1</sup> 11便 <sup>※2</sup>	1～2時間に 1便程度 (昼間時)	均一制 210円
土曜日	午前6時台～午後7時台	10便		
休日	午前7時台～午後7時台	9便		

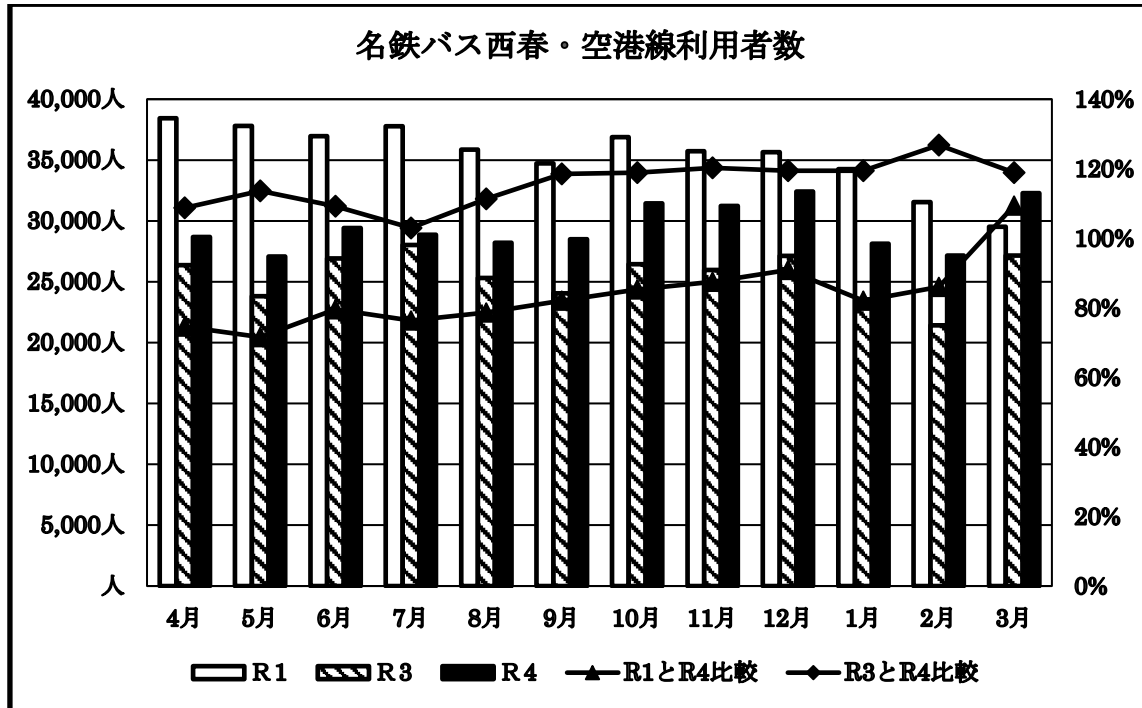
本数※1：黒川→北部市場、※2：北部市場→黒川

## 2 令和4年度利用者数

### (1) 名鉄バス

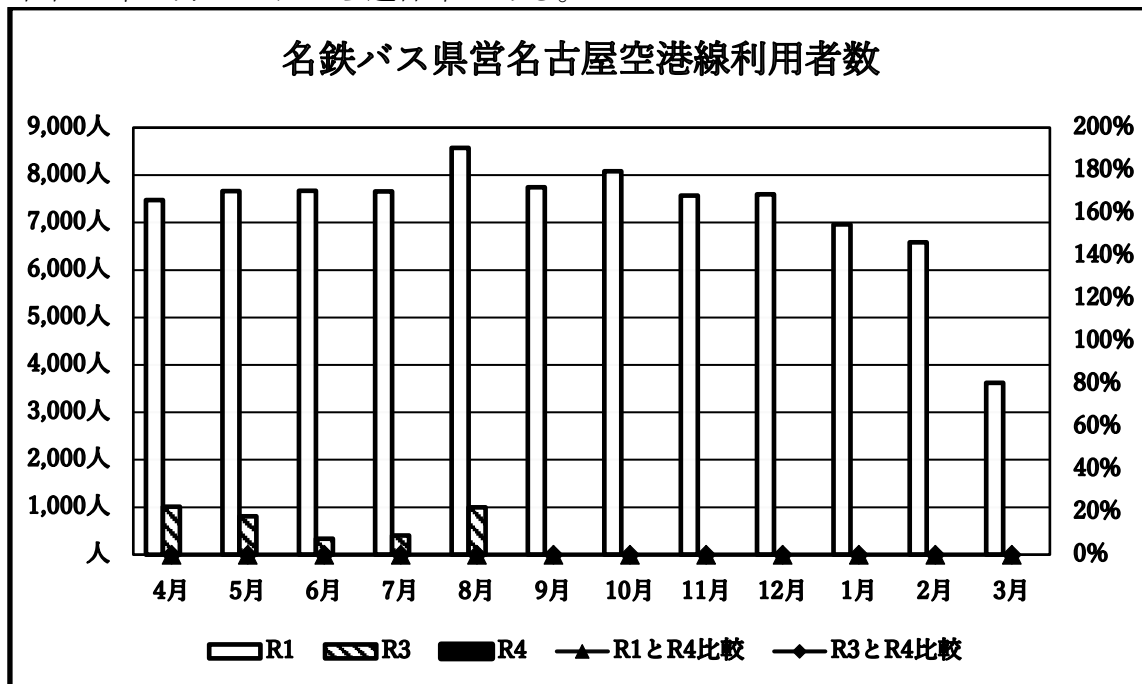
#### ① 西春・空港線

令和4年度の年間利用者数は約353,000人である。コロナ禍前の令和元年度と比較すると、3月を除き、7割前から9割前後で推移している。



#### ② 県営名古屋空港線

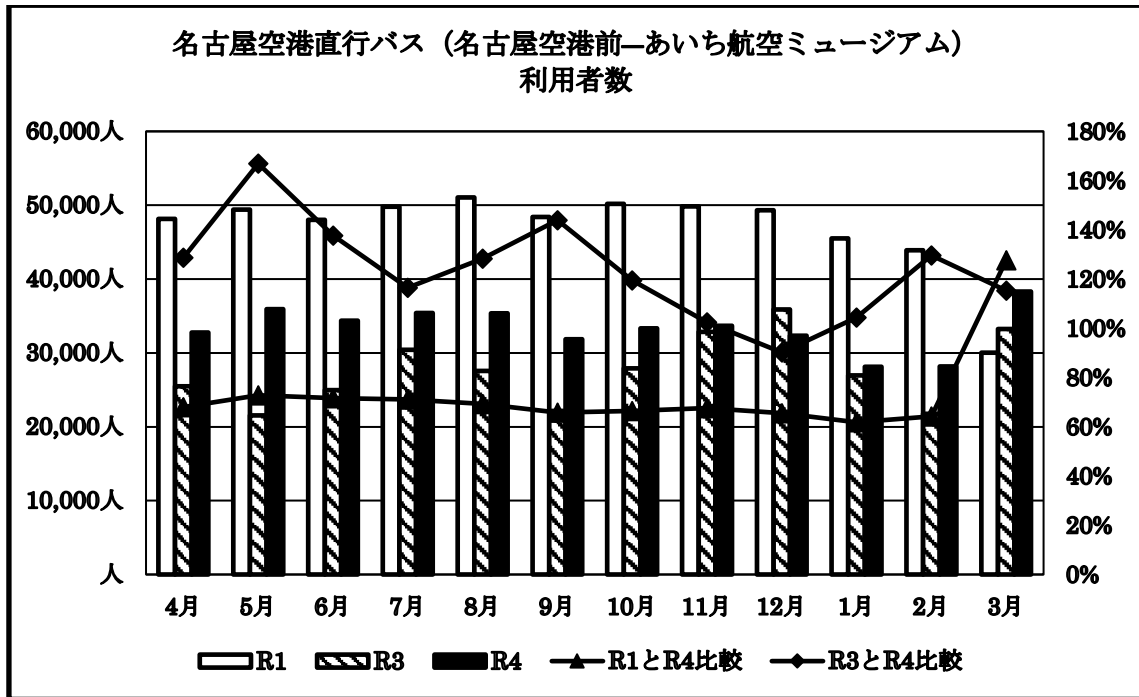
令和3年8月26日から運休中である。



(2) あおい交通

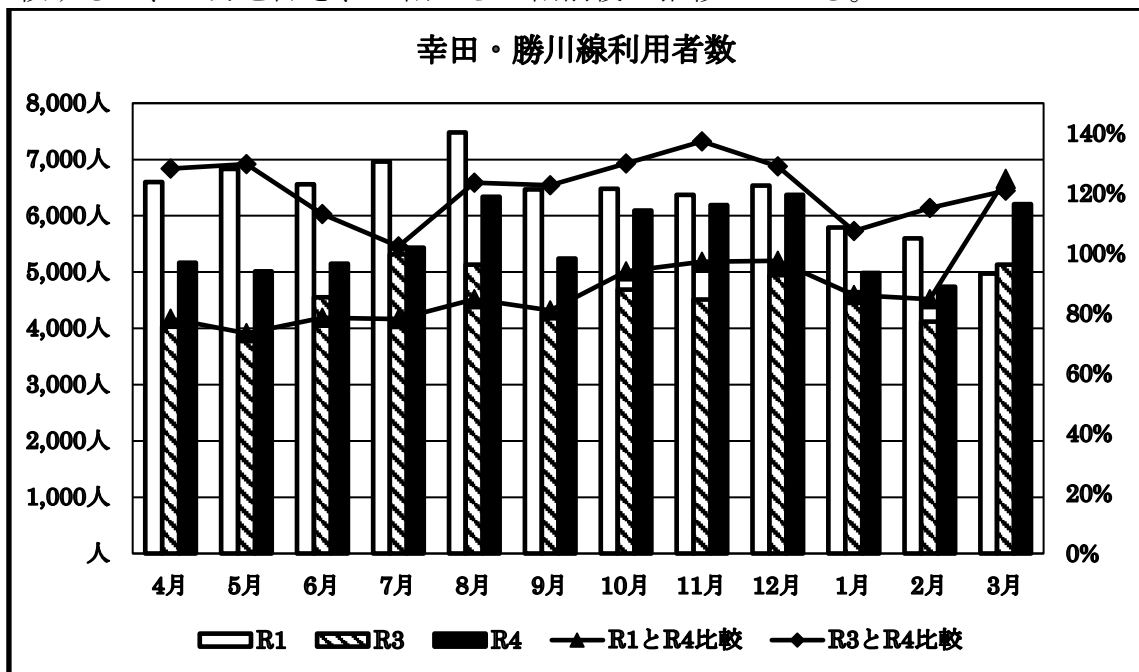
① 名古屋空港直行バス（名古屋駅－あいち航空ミュージアム間）

令和4年度の年間利用者数は約400,000人である。コロナ禍前の令和元年度と比較すると、3月を除き、7割前後で推移している。



② 幸田・勝川線

令和4年度の年間利用者数は約67,000人である。コロナ禍前の令和元年度と比較すると、3月を除き、7割から9割前後で推移している。

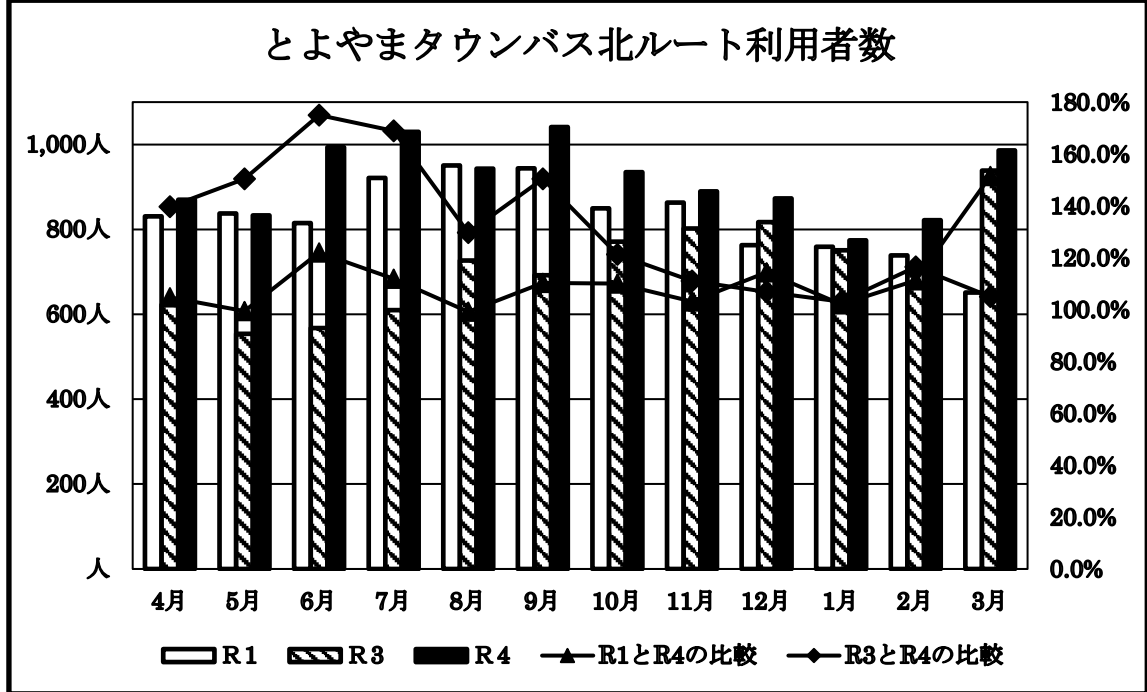


(3) とよやまタウンバス

① 北ルート

令和4年度の年間利用者数は10,991人である。コロナ禍前の令和元年度と比較すると、5月と8月を除き、利用者数が令和元年度を上回っており、年間では令和元年度の約1割増となっている。

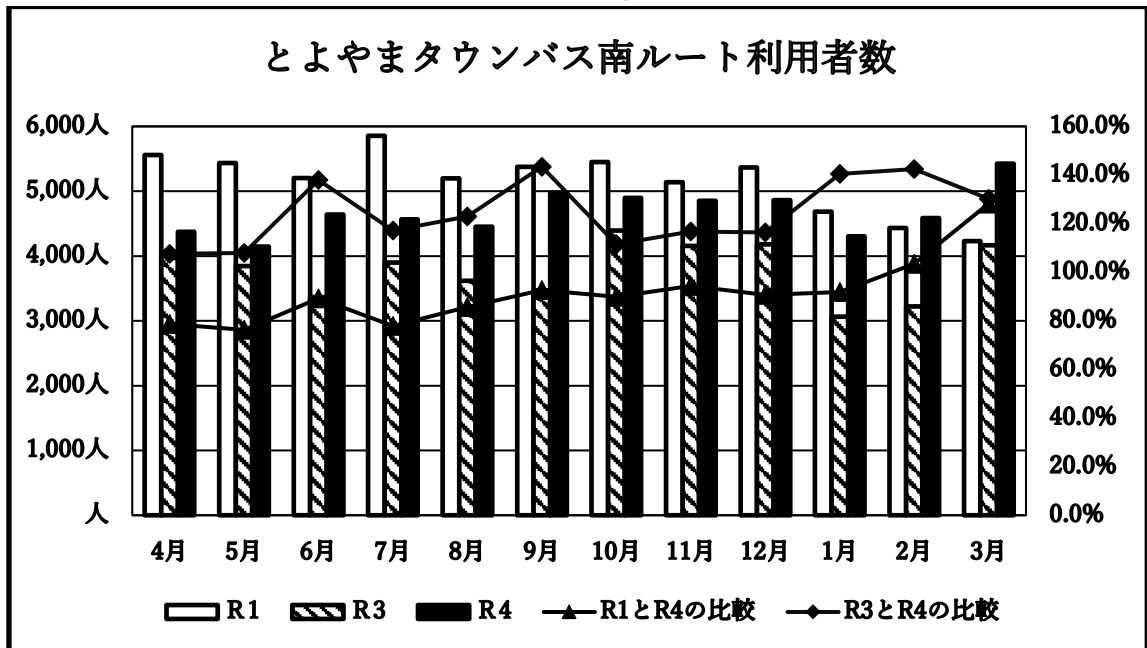
また、利用者数が最も多いのは、高齢者割引制度を実施した9月である。



② 南ルート

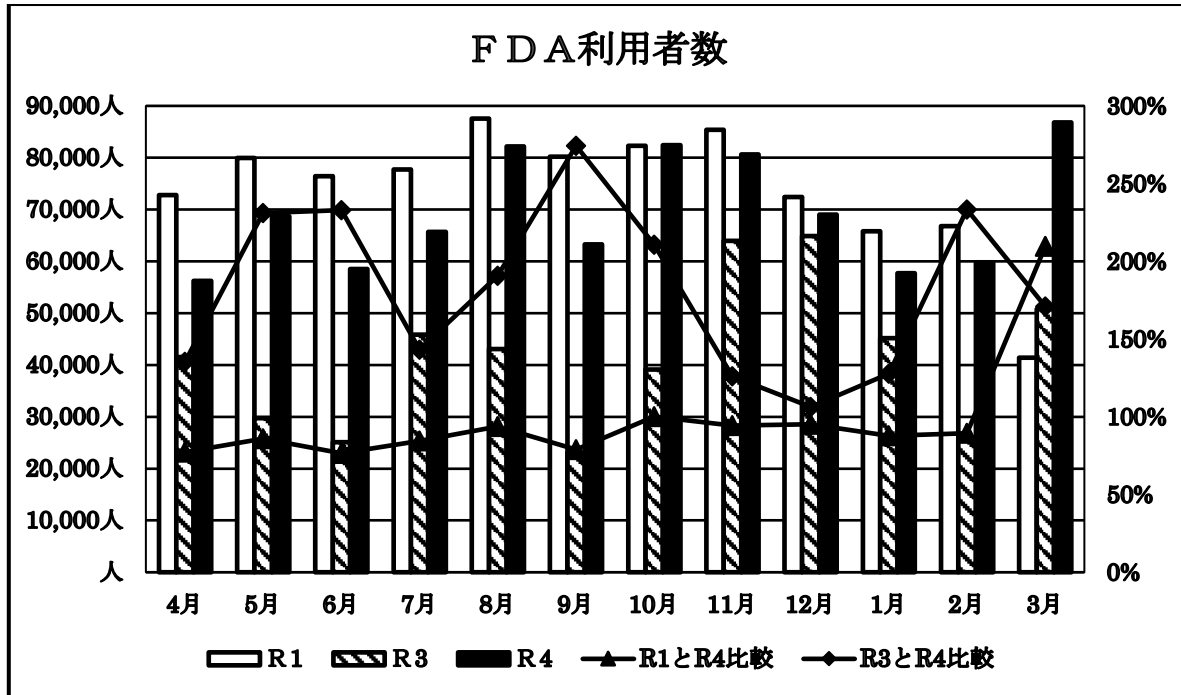
令和4年度の年間利用者数は56,085人である。コロナ禍前の令和元年度と比較すると、2月と3月の利用者数が令和元年度を上回っており、年間では令和元年度の約9割となっている。

また、利用者数が最も多いのは3月である。



(4) 県営名古屋空港利用者数（FDA、通勤定期運航）（参考）

令和4年度の年間利用者数は約830,000人である。令和3年度と比較すると利用者数は大幅に増加しており、コロナ禍前の令和元年度の利用者数に近づいている。



## 【報告（２）】令和４年度事業報告について

行事等	実施時期	内容
第１回公共交通会議	６月２１日	<b>【報告事項】</b> ・本町における地域公共交通の現況について ・令和３年度の事業報告について <b>【協議事項】</b> ・令和４年度事業計画（案）について ・高齢者割引の短期間の試行について ・豊山町地域公共交通会議設置要綱の一部改正について
高齢者割引の短期間の試行	９月１０日～ ９月２３日	・おでかけパス交付者６２３人 ・利用延べ人数５９５人 ・利用者アンケート 回答１５６件
第２回公共交通会議	１１月３０日	<b>【報告事項】</b> ・本町における地域公共交通の現況について ・高齢者割引制度の短期間の試行の実施結果について ・「とよやまＤＥないと２０２２」×「２４時間テレビ サテライト会場」イベント会場でのバス展示の実施について ・タウンバスバスロケーションシステムの更新について
公共交通マップ	１１月末	作成・配布
第３回公共交通会議	３月３日	<b>【報告事項】</b> ・本町における地域公共交通の現況について ・とよやまタウンバス青山バス停移設について ・高齢者割引の短期間の試行のアンケート詳細分析結果について ・愛知県公共交通協議会設置規約について <b>【協議事項】</b> ・系統の変更について（豊山幸田・勝川線）
公共交通マップ	３月末	作成・配布
WEBコンテンツ	随時	・町ホームページ更新

## 【協議（１）】令和５年度事業計画（案）について

令和元年度（２０１９年度）に策定した「第二次豊山町地域公共交通網形成計画」で定めた「自動車に頼らなくても、だれもが、安全・安心で便利に、行きたいところに行ける地域公共交通の実現」に向けて、豊山町地域公共交通計画を推進していく。

また、「安全・安心」、「利便」、「環境」をキーワードとする本計画に関連する目標は次のとおり。

1. 人にやさしい安全な交通
2. まちの機能や魅力を高める利便性の高い交通
3. 環境にやさしい交通



<参考> 豊山町地域公共交通計画 P 4 6

事業の内容・実施主体とスケジュール

事業の内容 (実施主体)		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	(1) 既存路線の維持と国の事業の積極的な活用 (町・地域公共交通会議・交通事業者)					
	①既存路線の継続運行					▶
		国のスケジュール等に合わせて申請等				
	②地域公共交通確保維持改善事業の活用					▶
		国のスケジュール等に合わせて申請等				
	(2) 地域公共交通会議の開催 (町・地域公共交通会議)					
①地域公共交通会議の開催					▶	
	適宜開催 (年3回程度)					
人 に や さ し い 安 全 な 交 通	(1) バスの待合環境の整備 (町・施設管理者・交通事業者)					
	①乗り換え拠点の整備			▶		▶
		検討・協議			実施	
	②バス待合施設として公共施設の有効活用			▶		▶
		検討・協議			実施	
	(2) 高齢者等の移動範囲の拡大 (町・交通事業者・福祉団体)					
	①多様な交通サービスとの連携や新たな交通サービスの導入			▶		▶
		検討・協議			実施	
	②高齢者割引制度の導入		▶			▶
		検討・協議			実施	
③「タクシー利用料金補助事業」の継続実施					▶	
	継続して実施					
④運転免許自主返納事業の実施					▶	
	随時実施					
ま ち 利 便 機 能 の や 高 魅 い 力 交 を 通 高 め る	(1) バスの利便性の向上 (町・交通事業者・地域住民)					
	①とよやまタウンバスの改善					▶
		随時実施				
	②とよやまタウンバスの車両更新			▶		
		実施				
	③GoogleMap等の検索サービスへの対応 (GTFS整備)					▶
		随時実施				
	(2) 利用しやすい運賃体系の構築 (町・交通事業者)					
	①わかりやすい運賃体系への見直し			▶		▶
		検討・協議			実施	
②新たな運賃支払い方法の導入			▶		▶	
	検討・協議			実施		
(3) 近接市町のバス路線との連携 (町・近隣自治体・交通事業者)						
①名古屋市営バスの県営名古屋空港までの延伸					▶	
	継続して要請					
②きたバス (北名古屋市)、こまき巡回バス (小牧市)、 かすがいシティバス (春日井市) との連携			▶		▶	
	検討・協議			実施		
環 境 に や さ し い 交 通	(1) 自動車に過度に依存しない交通行動の促進 (町・交通事業者・地域住民)					
	①豊山町公共交通マップの作成・配布					▶
		随時実施				
	②出前講座や利用促進イベントの実施					▶
		随時実施				
	③交通行動の変容を促すモビリティ・マネジメントの実施					▶
		随時実施				
	④公共交通のPR					▶
		随時実施				
	(2) 自転車・徒歩で移動できる交通環境の整備 (町・道路管理者)					
①安全で魅力的な自転車・歩行空間の整備					▶	
	随時実施					
②サイクル&バスライドの推進		▶			▶	
	検討・協議			実施		

事業の内容		実施目標年度	令和4年度実施内容	令和5年度の予定	
人にやさしい安全な交通	<b>1 既存路線の維持と国の事業の積極的な活用(町・地域公共交通会議・交通事業者)</b>				
	(1)	既存路線の継続運行	国のスケジュールに合わせて申請等	継続運行に努めた。	継続運行に努める。
	(2)	地域公共交通確保維持改善事業の活用	国のスケジュールに合わせて申請等	タウンバス南ルートにおいて活用。あおい交通「幸田・勝川線」は、ルート変更に伴い令和5年3月にて対象外となった。	タウンバス南ルートにおいて活用する。
	<b>2 地域公共交通会議の開催(町・地域公共交通会議)</b>				
	(1)	地域公共交通会議の開催	毎年度	会議を年3回開催した。	会議を年3回開催予定、幹事会を随時開催
	<b>3 バスの待合環境の整備(町・施設管理者・交通事業者)</b>				
	(1)	乗り換え拠点の整備	検討・協議 令和2年度～4年度 実施 令和5年度～	豊山町、小牧市、北名古屋市のバスが相互乗り入れしている青山高添バス停について、公共交通マップを通じて周知を図った。	豊山町、小牧市、北名古屋市のバスが相互乗り入れしている青山高添バス停について、町民の認知度向上のため、公共交通マップ、広報、HP、SNS等を活用して周知を行う。
	(2)	バス待合施設として公共施設の有効活用	検討・協議 令和2年度～4年度 実施 令和5年度～	バス停付近の町公共施設をサイクル&バスライド拠点として、公共交通マップ等を通じて周知を図った。	バス停付近の町公共施設をサイクル&バスライド拠点として駐輪場利用を推進するため、引き続き周知を行う。 施設管理部署との協議を継続していく。
	<b>4 高齢者等の移動範囲の拡大(町・交通事業者・福祉団体)</b>				
	(1)	多様な交通サービスとの連携や新たな交通サービスの導入	検討・協議 令和2年度～4年度 実施 令和5年度～	デマンド交通をはじめとした新たな交通サービスについて、情報収集を行った。	新たな交通サービスの導入を見据えた実証実験の検討を行う。
(2)	高齢者割引制度の導入	検討・協議 令和2年度～3年度 実施 令和4年度～	令和4年9月、とよやまタウンバス・名鉄バス・あおい交通空港直行バスの町内を運行するバスにおいて、高齢者割引「おでかけパス」を14日間試行し、利用者アンケートを実施した。	とよやまタウンバス・名鉄バス・あおい交通空港直行バスの町内を運行するバスにおいて、1か月間の高齢者割引を試行する。	
(3)	「タクシー利用料金補助事業」の継続実施	継続して実施	介護を必要とする高齢者の通院、買物、娯楽等の利便を図るため、要介護認定又は要支援認定を受けているものに対するタクシー利用券を交付した。	継続して実施する。	
(4)	「運転免許自主返納事業」の継続実施	随時実施	運転免許証を自主返納した高齢者に対し、とよやまタウンバス回数券(22件)または町発行のタクシー利用券(11件)を交付し、移動の支援を行った。	継続して実施する。	
まちの機能や魅力を高める 利便性の高い交通	<b>5 バスの利便性の向上(町・交通事業者・地域住民)</b>				
	(1)	とよやまタウンバスの改善	随時実施	とよやまタウンバス車内の老朽化したWi-Fiを撤去するとともに、バスロケーションシステムを利用者にとってより使いやすいものへ更新し、令和4年10月から運用を開始した。	とよやまタウンバスについて、利用者ニーズに対応した改善や見直しを随時検討する。
	(2)	とよやまタウンバスの車両更新	実施 令和2年度～4年度	北ルート車両について、車いす乗降が対応可能である車両に更新することとした。	北ルート車両について、車いす乗降が対応可能である車両に更新する。
	(3)	Google Map等の検索サービスへの対応(GTFS整備)	随時実施	Google Map等の各種検索サービスへの時刻データの提供を行った。	ダイヤ改正等に合わせ、適宜データ提供を行う。

事業の内容		実施目標年度	令和4年度実施内容	令和5年度の予定	
まちの機能や魅力を高める 利便性の高い交通	<b>6 利用しやすい運賃体系の構築（町・交通事業者）</b>				
	(1)	わかりやすい運賃体系への見直し	検討・協議 令和2年度～4年度 実施 令和5年度～	バス事業者へ情報収集を行い、実施について研究した。	引き続き、バス事業者と情報収集・検討を行い、長期的な視点で取り組む。
	(2)	新たな運賃支払い方法の導入	検討・協議 令和2年度～3年度 実施 令和4年度～	とよやまタウンバスにおける「paypay」の活用について、ホームページや公共交通マップで周知した。	交通系ICカードや電子マネー、QR決済等の新たな運賃支払い方法の導入について、引き続き検討を行う。
	<b>7 近隣市町のバス路線との連携（町・近隣自治体・交通事業者）</b>				
	(1)	名古屋市営バスの県営名古屋空港までの延伸	継続して要請	公共交通会議において、青山地区の防災拠点の整備について情報提供を行い、新たな交通事情に対応した公共交通について意識の共有を図った。	次期計画に向けて、新たな交通網のありかたについて検討する。
	(2)	きたバス（北名古屋市）、こまき巡回バス（小牧市）、かすがいシティバス（春日井市）との連携	検討・協議 令和2年度～4年度 実施 令和5年度～	役場内で「きたバス」「こまくる」「名古屋市営バス」の時刻表の配架を行った。	
環境にやさしい交通	<b>8 自動車に過度に依存しない交通行動の促進（町・交通事業者・地域住民）</b>				
	(1)	豊山町公共交通マップの作成・配布	随時実施	各バス事業者のダイヤ改正に合わせ、「R4.12.1現在」「R5.4.1現在」の公共交通マップを作成し、配布した。	引き続き、各バス事業者のダイヤ改正に合わせ、公共交通マップを年2回作成し、配布する。
	(2)	出前講座や利用促進イベントの実施	随時実施	町の「出前講座」メニューである「乗り方教室」については、要望がなく開催実績はない。 町イベント会場でのバス展示を実施し、利用促進のPRを実施した。	引き続き、教育委員会所管の「出前講座」のメニューに登録するとともに、各種イベントでの利用促進PRを行う。
	(3)	交通行動の変容を促すモビリティ・マネジメントの実施	随時実施	令和4年9月に実施した高齢者割引「おでかけパス」の利用者に対しアンケートを実施し、高齢者のお出かけに係る行動変容に一定の効果があったことを確認した。	引き続き、交通行動の変容を促すモビリティ・マネジメントの実施に向けて検討を進める。
	(4)	公共交通のPR	随時実施	豊山町制施行50周年記念に合わせたタウンバス車体へのロゴマークのラッピングや、イベント会場でのバス展示を通して公共交通のPRを実施した。  	町広報誌やホームページ、SNSを通して、継続して情報提供を行うとともに、町のイベントでPRするなど住民への周知を強化して取り組む。
	<b>9 自転車・徒歩で移動できる交通環境の整備（町・道路管理者）</b>				
(1)	安全で魅力的な自転車・歩行空間の整備	随時実施	自転車乗車中の交通事故による被害の軽減を図るため、高齢者及び高校生以下の子どもを対象に自転車用ヘルメットの購入費用の補助を行った。（116件）	ヘルメット購入費補助事業を継続して実施する。 また、自転車と公共交通の共存のために、出前講座や利用促進イベントなどで自転車マナーの啓発活動に取り組む。	
(2)	サイクル&バスライドの推進	検討・協議 令和2年度～3年度 実施 令和4年度～	サイクル&バスライド拠点として、公共施設の駐輪場について公共交通マップを通じて周知を図った。	公共施設については、サイクル&バスライド拠点として駐輪場利用の促進を図る。駐輪場の設置については、長期的な課題として情報収集・検討を行う。	

## 2 令和5年度スケジュール

行事等	実施時期	内容
第1回公共交通会議	6月26日	<b>【報告事項】</b> ・本町における地域公共交通の現況について ・令和4年度事業報告について <b>【協議事項】</b> ・令和5年度事業計画（案）について ・高齢者割引の短期間の試行について
幹事会	未定	・バス運転者の改善基準告示の改正について ・新たな交通サービス導入の検討について ほか
高齢者割引の短期間の試行	10月	町在住の高齢者に対し、バス乗車運賃の割引制度（タウンバス以外のバスについては、町内区間における運賃に限る。）を試行する。
第2回公共交通会議	11月中旬	・本町における地域公共交通の現況について ・高齢者割引の短期間の試行の実施の報告 ・その他未定
公共交通マップ	11月末	作成・配布
幹事会	未定	未定
第3回公共交通会議	2月中旬	・本町における地域公共交通の現況について ・高齢者割引の短期間の試行の結果及び評価 ・その他未定
公共交通マップ	3月末	作成・配布
WEBコンテンツ	随時	町ホームページの更新

## 【協議（２）】高齢者割引の短期間の試行について

### 1 目的

町在住の高齢者に対し、バス乗車運賃の割引制度（タウンバス以外のバスについては、町内区間における運賃に限る。）を試行し、高齢者の外出及び社会参加への影響について検証する。

### 2 概要

#### (1) 対象者

昭和24年4月1日以前に出生した者で、令和5年9月1日において本町の住民基本台帳に記載されている者

#### (2) 対象路線及び対象区間 ※次頁一覧表参照

とよやまタウンバス北ルート	全区間
とよやまタウンバス南ルート	全区間
名鉄バス株式会社	豊山町内バス停での乗降に限る。
あおい交通株式会社	豊山町内バス停での乗降に限る。

#### (3) 実施期間

令和5年10月1日（日）～10月31日（火）の1月間

#### (4) 割引額及び費用負担

- ① 割引額は、豊山町が発行した敬老パス（以下「敬老パス」という。）を有する対象者が、対象路線の対象区間に乗車した運賃相当額とする。
- ② 豊山町は、実施期間における割引額を全額負担する。

#### (5) 利用の流れ

- ① 対象者は、実施期間において、対象路線のバスの乗務員に敬老パスを提示することにより割引を受けるものとする。
- ② 敬老パスの提示を受けたバスの乗務員は、利用人数及び利用金額を日報に記録する。
- ③ バス運行事業者は実施期間終了後、利用人数及び割引額を豊山町へ報告する。
- ④ 豊山町は、割引額を報告したバス運行事業者に対して、内容を精査の上、当該割引額を支払う。

#### (6) アンケート

敬老パスを提示することにより割引を受ける対象者に、アンケートの回答をお願いする。

### 3 スケジュール

6月26日	公共交通会議において協議
7～8月	豊山町とバス運行事業者間で覚書を締結
9月	広報誌、HP等で住民周知 敬老パスの交付申請受付、申請者に送付
10月	実施

#### 4 役割分担（豊山町）

- 保険課 : 本試行の住民への周知（広報）及び対象者への敬老パス（アンケート用紙含む）の送付に係る事務並びにバス運行事業者に係る報告の受領及び支払事務
- まちづくり推進課 : バス運行事業者との調整、運輸局との調整、公共交通会議での協議等、本試行の実施に係る事務、アンケートの回収等本試行に係る検証

#### 【高齢者割引制度 対象路線及び対象区間 一覧】

##### とよやまタウンバス（北ルート）

小牧市役所前	小牧市民病院	小牧市武道館北
航空館 boon	八剣神社	青山江川
日吉神社	青山高添	青山東栄
新栄小学校	豊山町役場	豊山町社会教育センター
豊山町商工会	豊山中学校	空港南
エアポートウォーク	伊勢山西	西豊場
北部市場東	青塚古墳西	志水小学校
神戸	伊勢山南	伊勢山

##### とよやまタウンバス（南ルート）

航空館 boon	青山江川	青山
青山高添	青山東栄	新栄小学校
豊山町役場	豊山町社会教育センター	豊山町商工会
豊山中学校	伊勢山	伊勢山南
青塚古墳前	北部市場東	黒川
愛知県庁前	名古屋栄	

##### 名鉄バス（西春・空港線）

名古屋空港	豊山町社会教育センター	中新田
エアポートウォーク	空港西	伊勢山西
西豊場	北部市場北	

##### 名鉄バス（県営名古屋空港線）

名古屋空港	あいち航空ミュージアム	
-------	-------------	--

##### あおい交通（空港直行バス）

豊山幸田	三菱重工南	名古屋空港
あいち航空ミュージアム (エアポートウォーク北)	豊山町商工会	空港南

# 豊山町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)の規定に基づき、町内における住民の生活に必要な輸送の確保や公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、豊山町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を置く。

(協議事項)

第2条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 町内における公共交通のあり方の検討
- (2) 町内の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態及び運賃、料金等に関する事項
- (3) 交通会議の協議結果に基づく輸送サービスの内容を変更する場合にあたってはその変更事項
- (4) 法第5条の規定に基づく地域公共交通計画の作成及び実施
- (5) 交通会議の運営方法、その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の構成員は、18人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が任命又は委嘱する。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 町内に路線を有する一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者又はその指名する者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 愛知県尾張建設事務所長又はその指名する者
- (7) 西枇杷島警察署長又はその指名する者
- (8) 愛知県都市・交通局交通対策課長又はその指名する者
- (9) 学識経験者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、町長が交通会議の運営上必要と認める者

(役員)

第4条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 監事 2名
- 2 会長は、町長又はその指名する者がこれに当たる。
  - 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
  - 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
  - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。
  - 6 監事は、委員のうちから会長が指名する。
  - 7 監事は、交通会議の出納監査を行い、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第5条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、書面により代理者に権限の委任がある場合には、代理者を出席委員とみなす。
- 3 会長は、必要に応じて委員以外の者に、会議への出席や資料の提出を要請することができる。
- 4 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 5 会議は、原則として公開とする。

(議決)

第6条 交通会議の議決方法は、全会一致を原則とし、全会一致が困難な状況において議長がやむを得ないと認めるときは、全委員の3分の2以上の多数により決するものとする。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第8条 交通会議は、その審議内容に関する予備的検討その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の委員は、第3条第1項に規定する構成員に基づき、会長が指名する。
- 3 前項に掲げる委員のほか、交通会議が必要と認めた者を幹事会の委員とすることができる。
- 4 幹事会は、必要に応じて委員以外の者に対し、資料の提出や意見等を求めることができる。
- 5 幹事会において審議した事項については、交通会議へ報告するものとする。

(会計)

第9条 交通会議の収入及び支出に関する必要事項は別に定める。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、産業建設部まちづくり推進課まちづくり推進グループにおいて処理する。

- 2 地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するため、産業建設部まちづくり推進課まちづくり推進グループを連絡、通報窓口に定めるものとする。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定めるものとする。

附 則

この告示は、平成22年5月11日から施行する。

附 則 (平成26年8月5日承認)

この告示は、平成26年度第2回豊山町地域公共交通会議から施行する。

附 則 (平成27年3月3日承認)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月1日承認)

この告示は、平成27年度第2回豊山町地域公共交通会議から施行する。

附 則 (令和3年6月22日承認)

この告示は、令和3年度第1回豊山町地域公共交通会議から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年6月21日承認)

この告示は、令和4年度第1回豊山町地域公共交通会議から施行し、令和4年4月1日から適用する。